

〇〇株式会社
ご担当者 様

本資料はサンプル版です

※このメールは過去にお取引や名刺交換をさせていただいた方にも配信しています。

実際に配信されるメールマガジンとは、レイアウトや構成が一部異なる場合があります。

こんにちは。LSIメディアエンス 食の安全サポート メルマガ事務局です。
本日は「食の安全サポートメールマガジン2024年5月号」をお届けいたします。

▶ 今月の特集

ペットフード検査について 有害物質編

犬用や猫用のペットフードは、現在さまざまな製品が輸入・製造・販売されていますが、安全性については、法令及び省令で詳細に規定されています。

今回は、前回ご好評だったペットフードの栄養成分検査に続いて、ペットフードの安全性を担保するための有害物質検査についてご紹介いたします。

▶ 我が国における、ペットフードに関する法令等の概要

分類	名称	表示	安全性・品質
法律	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）	規定	規定
省令	愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令		規定
自主規格	ペットフードの表示に関する公正競争規約	規定	
	ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則	規定	

ペットフードの安全性や品質に関しては、**ペットフード安全法**及び**愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令**で規定されています

▶ペットフード安全法成立までの経緯

2007年3月	米国において、 メラミンが混入したペットフード を摂食した犬猫に、大規模な健康被害が発生
▼	
同年6月	日本国内においても、メラミン混入ペットフードが輸入販売されていたことを確認
▼	
同年8月	農水省と環境省の合同で「ペットフードの安全確保に関する研究会」が設立
▼	ペットフードの安全性を確保するための、法整備の検討がスタート
2008年6月	ペットフード安全法の公布
▼	
2009年4月	愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の公布
▼	
2009年6月	同法及び同省令が同時施行

ペットフード安全法では、ペットフードに関する、**行政による措置事項及び製造業者等への義務事項**を規定しています。

省令では、ペットフードの安全を確保するために、**成分規格及び製造方法の基準**を規定しています。

▶ペットフード安全法の概要

所轄省庁	農林水産省、環境省（共管）
目的	ペットフードの 安全性の確保 による、愛がん動物の 健康の保護
対象	犬用・猫用 のペットフード

●主な行政による措置

▶ 基準・規格に合わないペットフードの製造・輸入・販売を禁止（基準・規格は省令で規定）

▶ 有害な物質を含むペットフードの製造・輸入・販売を禁止

▶ 基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードの廃棄・回収等の命令

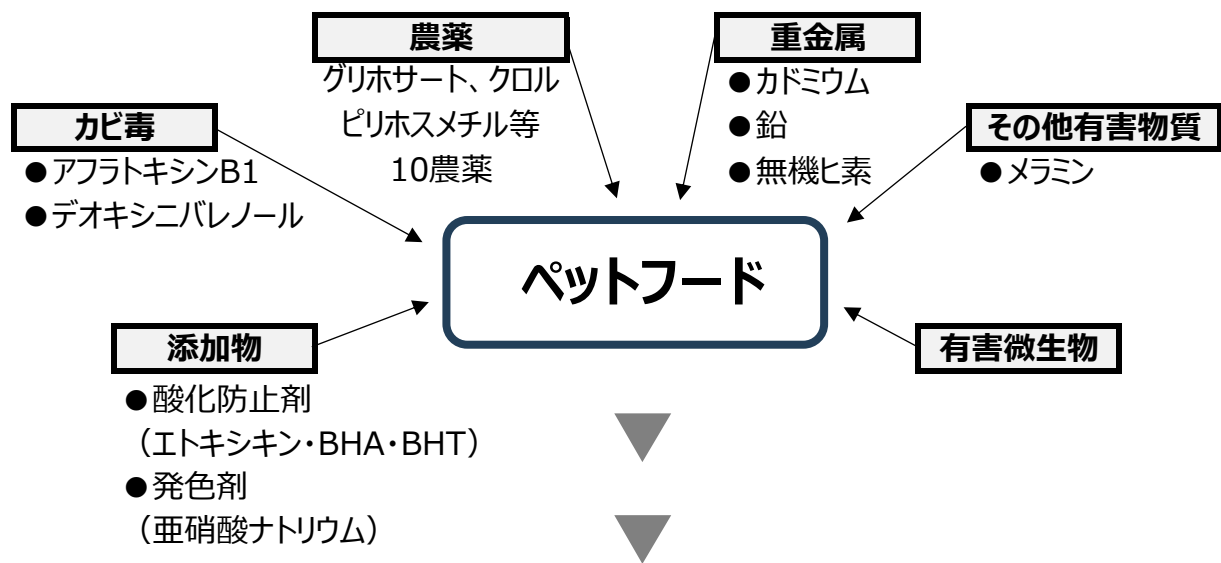
●主な製造業者等の義務

▶ ペットフードへの、表示の義務付け（名称、賞味期限等5項目）

▶ 輸入業者、製造業者の届出（事業者の種別、名称、住所）

▶ 販売したペットフードの種類・数量の帳簿の備付け（販売業者のうち小売は除く）

▶ペットフードにおける有害物質



ペットフード 安全法

ペットフードの安全を確保するために、**成分規格及び製造方法の基準**を省令で規定

これら物質が設定された根拠や製造基準等、より詳しい内容を
こちらの動画で解説していますので是非ご覧ください



動画視聴のページはこちら！

[【動画で視聴】ペットフード検査について 栄養成分編／有害物質編](#)

弊社動画コンテンツの特徴

- その1 食の安全に関わる最新情報を解説した動画を配信しています
- その2 **何度でも無料でご視聴**いただけます
- その3 動画の再生時間は**15分程度**です。ちょっとしたお時間のあるときにご視聴いただけます
- その4 動画の内容は、資料(PDFファイル)として**無料でダウンロード**もできます

＜ホームページはこちら！＞

[食の安全サポート | LSIメディエンス \(medience.co.jp\)](http://medience.co.jp)

次回も皆様のお役に立つ情報を発信いたしますのでご期待ください！

株式会社LSIメディエンス

〒174-0051東京都板橋区小豆沢4-25-11

TEL:03-5994-2271

E-mail : LSIM-FOOD-EIGYOU@nm.medience.co.jp

メールの登録解除 [はこちら](#)から

